

工芸・アート村推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、工芸・アート村推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国内外のアーティスト等が移り住み、鳥取の豊かな自然の中で創作活動を行う「アートピアとっとり」を創造するため、複数の作家やアーティストが居住し、活気ある創作活動が行われることで新たな人と物の流れを生み出す「工芸・アート村」の創出を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う、別表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）の範囲内において、知事が別に定める額とする。

なお、当該年度中、交付申請以前に行われた支出であっても、知事が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、次に掲げる日のうちいずれか早い日
 - ①補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - ②補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日の属する年度の翌年度の4月5日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

(第3条関係) 別表

1 補助事業の内容	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 限度額	5 重要な変更
<p>アートピアとつとりの創造を目指して、右記の地区が行う、地域の魅力を発掘・発信する取組や、地域に作家やアーティスト等の移住を促す取組に対して支援を行い、鳥取スタイルの「工芸・アート村」として、全国に発信できる地域の魅力創出や地域活性化の推進を図る。</p>	<p>(1) 鳥取市河原町西郷地区</p>	<p>(1) 一般社団法人西郷工芸の郷あまんじやく</p>	<p>補助事業に要する以下の経費。</p> <p>人件費(事務局職員費は除く)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、振込手数料等)、使用料及び賃借料、委託料。</p> <p>ただし、備品購入費及び食糧費(食糧費については、事業の実施に必要な不可欠なものは除く。)は除く。</p> <p>また、上記補助対象経費においても、次に掲げる経費は補助対象としない。</p> <p>ア 法令に違反するもの。</p> <p>イ 政治的または宗教的普及宣伝活動と認められるもの。</p> <p>ウ 補助事業に係る経費として他の事業経費とは明確に分割できないもの。</p>	<p>(1) 申請者の名称・所在地の変更</p> <p>(2) 本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(3) 事業目的・内容に重要な影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>
	<p>(2) 大山エリア(大山町を中心とする地域)</p>	<p>(2) こっちの大山研究所</p>		
	<p>(3) 鳥取市気高町・鹿野町・青谷町</p>	<p>(3) 西いなば工芸・アート村推進事業実行委員会</p>		

様式第1号（第4条及び第7条関係）

年度 工芸・アート村推進事業 計画（報告）書

1 事業名	
2 事業期間	年 月 日() ～ 年 月 日()
<p>3 事業内容</p> <p>※事業内容毎に、右記項目の記載をお願いいたします。 別紙での提出も可。</p>	<p>(1) 目的</p> <p>(2) 内容(開催日時、場所、参加者数等含む)</p> <p>(3) 期待される効果</p> <p>(4) 事業実施スケジュール</p> <p>(5) その他</p>
<p>4 他の補助金等の活用の有無</p>	<p>有・無</p> <p>(本補助金の実施にあたり、関連事業等で他の補助金及び鳥取県からの委託事業等別途活用される場合は、その有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名又は委託事業名等、その事業内容等がわかる資料及び問い合わせ先(補助金・委託事業を所管している機関・部署名・団体名及び連絡先等)を記載してください。)</p> <p>(1) 補助金又は委託事業名</p> <p>(2) 補助金及び委託事業元及び連絡先</p>
<p>5 消費税の取り扱い</p>	<p>(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)</p> <p>いずれかに○をしてください。</p>

※別表第2欄に掲げる事項について、要件を満たすことを示す資料を添付。

様式第2号（第4条及び第7条関係）

年度 工芸・アート村推進事業 収支予算（決算）書

収 入

区 分	予算額 [A]	決算額 [B]	増減額 [B-A]	備 考
県補助金				
市町村補助金				
県委託料				
その他助成金				
その他収入				
自己資金				
合 計				

支 出

区 分	予算額 [A]	決算額 [B]	増減額 [B-A]	備 考
補助対象経費				
	小 計			
	補助対象外経費			
小 計				
合 計				

様

鳥取県知事

年度工芸・アート村推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった工芸・アート村推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業の実績額について、工芸・アート村推進事業補助金交付要綱（平成29年4月7日付第201700005687号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 規則の厳守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度工芸・アート村推進事業仕入控除税額確定報告書

工芸・アート村推進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付第・・・・号による通知額)
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0の場合)
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)} \text{ 金 円}$$

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。